

広陵町告示第121号

広陵町重層的支援体制整備事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

広陵町長 吉村裕之



広陵町重層的支援体制整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4第1項の規定に基づき、複雑化かつ複合化する課題に対する支援を必要とする者及びその者の属する世帯（以下「支援対象者」という。）に対する包括的な支援体制の構築及び地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、町とする。ただし、町長は、事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号に規定す

- る事業をいう。)
- (2) 参加支援事業(法第106条の4第2項第2号に規定する事業をいう。)
 - (3) 地域づくり事業(法第106条の4第2項第3号に規定する事業をいう。)
 - (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第106条の4第2項第4号に規定する事業をいう。)
 - (5) 多機関協働事業(法第106条の4第2項第5号に規定する事業をいう。)
 - (6) 支援プランの策定(法第106条の4第2項第6号に規定する事業をいう。)
 - (7) その他町長が必要と認めるもの
(会議の設置)

第4条 町長は、事業を推進するため、次に掲げる会議を設置する。

- (1) 支援会議(法第106条の6に規定する支援会議をいう。)
- (2) 重層的支援会議(複雑化かつ複合化する課題に対する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携により、前条第5号の多機関協働事業における課題の解決を図るための会議をいう。)
(支援会議)

第5条 支援会議は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象者に対する円滑な支援を図るために必要な情報の共有等
- (2) 支援対象者が地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討
- (3) その他支援会議に必要と認められる事項
(重層的支援会議)

第6条 重層的支援会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援に関するプラン（以下「支援プラン」という。）の協議
- (2) 支援プランの適切性の協議
- (3) 支援プラン終結時等の評価
- (4) 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
- (5) その他重層的支援会議に必要と認められる事項
（組織）

第7条 支援会議及び重層的支援会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）のうちから町長が委嘱又は任命する者をもって組織する。

- (1) 支援関係機関に属する者
- (2) 地域の関係者
- (3) 奈良県社会福祉関係課、奈良県中和福祉事務所及び奈良県社会福祉協議会
- (4) 支援対象者に関する部署の職員
- (5) その他町長が必要と認める者
（会議）

第8条 支援会議及び重層的支援会議の会議（以下「会議」という。）

には、委員長を置き、委員長は地域福祉担当課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会議は、委員長が会議の議事内容に応じて委員のうちから関係する委員を招集し、その議長となる。
- 4 会議は、招集する委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、

説明を求め、又は意見を聴くことができる。

7 会議は、非公開とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。